

本人の属する世帯の階層区分			徴収基準 月 額	加算基準 月 額	
A 階 層	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給世帯		0 円	0 円	
B 階 層	A階層を除き当該年度分の市町村民税の非課税世帯		1,100 円	110 円	
C 階 層	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯		2,250 円	230 円	
D 階 層	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、市長村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額 3,000 円以下	D 1 階層	2,900 円	290 円
		3,001～ 5,800 円	D 2 階層	3,450 円	350 円
		5,801～ 8,700 円	D 3 階層	3,800 円	380 円
		8,701～ 13,000 円	D 4 階層	4,250 円	430 円
		13,001～ 17,400 円	D 5 階層	4,700 円	470 円
		17,401～ 22,400 円	D 6 階層	5,500 円	550 円
		22,401～ 28,200 円	D 7 階層	6,250 円	630 円
		28,201～ 58,400 円	D 8 階層	8,100 円	810 円
		58,401～ 75,000 円	D 9 階層	9,350 円	940 円
		75,001～ 96,600 円	D10 階層	11,550 円	1,160 円
		96,601～ 121,800 円	D11 階層	13,750 円	1,380 円
		121,801～ 175,500 円	D12 階層	17,850 円	1,790 円
		175,501～ 221,100 円	D13 階層	22,000 円	2,200 円
		221,101～ 380,800 円	D14 階層	26,150 円	2,620 円
		380,801～ 549,000 円	D15 階層	40,350 円	4,040 円
		549,001～ 579,000 円	D16 階層	42,500 円	4,250 円
		579,001～ 700,900 円	D17 階層	51,450 円	5,150 円
		700,901～ 849,000 円	D18 階層	61,250 円	6,130 円
		849,001～1,041,000 円	D19 階層	71,900 円	7,190 円
		1,041,001 円以上	D20 階層	全 額	左の徴収基準月額の 10%。 ただし、その額が 8,560 円に満たない場合は 8,560 円

備考

- 1 世帯の階層区分の認定は、当該対象者の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に対象者を扶養しているもののうち、当該対象者の扶養義務者の全てについて、その区市町村民税等により行う。
- 2 「対象者の属する世帯」とは、当該対象者と生計を一にする消費経済上の一単位を指す。
- 3 「扶養義務者」とは、民法（明治29年法律第89号）第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。）並びにそれ以外の同一世帯の三親等内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものをいう。
- 4 1から4までに定めるもののほか、徴収月額の設定の特例、世帯階層区分の認定等については、東京都小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱（平成18年3月10日付け17福保子医第854号）別表2の備考に定めるところによる。